

千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年2月19日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市市民環境部環境課カーボンニュートラル推進係（本庁舎1階 15番窓口）

電話 0123-24-0590 FAX 0123-22-8851

e-mail kankyo@city.chitose.lg.jp

2 業務概要

(1) 業務名 千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業

(2) 業務内容 「千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

ア 運転開始日は市と協議の上決定する。

イ 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。

※なお、国の補助を活用した事業については、当該補助の規定に従って事業を完了すること。

(4) 見積価格上限額等

この業務に係る見積単価上限額は30.8円/kWh（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること。

(5) 前提条件

本事業は、「令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」の採択を前提にしており、契約締結は採択・交付決定後に締結する。また、不採択となった場合は、中止または契約時期の延期及び事業規模を縮小することがある。この場合、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、すべて企画提案者の負担となり、市へ請求することはできない。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次

のすべての要件を満たしていること。

(1) 以下の書類を提出すること。

- ・法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ・法人の財務諸表
- ・直近年度の国税及び地方税に未納がないことの証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6) 別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、過去に地方公共団体での類似する業務の実績（共同事業者の実績を含む。）を有すること。

(7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる共同事業者の中でも構わない。

4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業仕様書に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年3月24日（月）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市市民環境部環境課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月11日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送又は持参（郵送の場合、提出期限に必着）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とし、併せて電子データを電子メールまたはCD-R/DVD-Rに保存し提出。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

- ア 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を毎月後払いで事業者を支払う。
- イ 電力使用量は、計量法の検定を受けた電力量計により計測する。なお、電力量計の検定費用は事業者の負担とする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- キ 契約単価は、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。
- ク 本事業においては、各施設に提案限度額を設定する。(30.8円/kWh(消費税及び地方消費税の額を含む。))

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 再委託の禁止
当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。
- (7) 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。